

新財発第282号  
令和元年10月1日

教 育 長  
各部（局・室）長 様  
会 計 管 理 者

新座市長 並 木 傑

令和2年度予算編成方針について（通知）

令和2年度の予算については、下記により編成することとしたので、新座市予算規則第5条第1項の規定に基づき通知します。

記

## 【1 新座市の財政状況】

本市の平成30年度決算は、歳入においては、個人市民税や固定資産税などが増加したことにより、市税総額では前年度比2.0%増と、3年連続で増額となったが、一方で歳出においては、介護給付費繰出金の増などにより、繰出金が前年度比3.4%増となるなど、少子高齢化といった全国的な社会構造の変化が本市の財政にも反映された状況となった。

平成30年9月に策定した財政健全化方針では、経常収支比率を令和3年度までに95%未満かつ令和7年度までに県内市平均の数値とするという目標を掲げているが、平成30年度は繰出金を始めとする経常経費の増加により、前年度比0.6ポイント増の95.3%となっており、このことは、硬直化した財政構造が改善していないことを示している。

また、財政健全化方針では、経常収支比率の改善と共に、財政調整基金の積増しを目標として掲げているが、平成30年度の1年間を通じて、財政調整基金は前年度に比べて約4億5千万円多く取り崩す必要が生じたところであり、依然として財政調整基金という臨時的な歳入に依存している状況である。

こうした本市の財政運営の中で、令和元年度当初予算編成後における財政調整基金の残高は約3億7,000万円となった。これは、本市の財政規模を家計に置き換えれば、年収約500万円の家庭で貯金が約3万円しかないという、

非常に危機的な状況を示している。今後、将来にわたって市民生活の安心を確かなものにするためには、引き続き、本市の財政健全化に向けた取組を進めることが必要不可欠である。

## 【2 令和2年度予算編成における基本方針】

このような大変厳しい財政状況の中であっても、「住んでみたい ずっと住み続けたい 魅力ある快適みらい都市」の実現に向け、全職員が5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）、2K（改善・改革）の徹底に努めるとともに、次の考え方に基づいて予算編成に取り組むものとする。

### ① 財政の健全化に向けた行財政改革の推進

少子高齢化が進行し、国の制度の一環として自治体が負担すべき社会保障関係経費が増加する中、本市では、市民の声に応え、市独自の事業展開を進めてきた結果、経常経費が膨み、財政を逼迫させる状況となっている。

また、本市の懸案である相続発生に伴う借地の買取りといった不測の事態等への備えとしては、財政調整基金は大変不十分な状況である。本年9月に発生した台風15号が直撃したことにより千葉県内では甚大な被害が発生し、各自治体は対応に追われているが、本市の財政調整基金の残高では、こうした自然災害の発生時に迅速かつ適切な対応を図るのが難しい状況である。

これらの状況を踏まえ、財政健全化方針において掲げた目標である経常収支比率の改善と財政調整基金の積増しの達成に向け、これまで、市を挙げて事務事業の見直しを進め、扶助費や補助費等を中心に削減を図ってきたところである。

令和2年度に向けた各所属による予算要求においても、市民需要の変化を的確に捉えながら、2Kの視点をもって、事業内容の変更や実施時期の見直し、緊急性・必要性や後年度におけるランニングコスト等を踏まえた事業の取捨選択に努めるとともに、事業を実施する場合でも、ムダ・ムリ・ムラをなくし、適切な事業の推進を図ることとする。

さらに、働き方改革の推進として、業務の効率化に向け、事務事業の取組方法を徹底して見直すとともに、職員のワークライフバランスの実現の面からも超過勤務の削減を更に進めることとする。

### ② 戦略的な自治体経営の推進

事務事業の見直しや業務の効率化による歳出の削減に努める一方で、定住

人口の増加による税収の増加を図ることを目的とし、本市が「選ばれるまち」になるため、昨年度シティプロモーション方針を策定したところであり、シティプロモーションの推進に資する事業は積極的に展開することとする。

令和2年度は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に加え、市制施行50周年を迎える記念すべき年であり、これらに関連する事業を契機とする本市の更なる発展につながる取組について、令和元年度以上に市を挙げて進めるものとする。

また、本市の将来を見据える中で取り組んできた志木駅南口駅前広場等整備工事などの整備事業について、事業完了に向け着実に進めるとともに、各公共施設の現状を整理した個別施設計画の策定を進めながら、施設の適切な老朽化対策に努めることとする。

さらに、厳しい財政状況下にあっても、実施すべき事業を着実に推進するため、現在進められている国の経済対策への取組や令和2年度予算編成の動向に注視し、財政面で有利な制度を積極的に活用するなど、的確な対応に努めることとする。

### 【3 令和2年度予算編成における重点事項】

前述の基本方針を踏まえながら、継続的に実施すべき事業については着実に推進することを前提とする。

その上で、以下の点については、重点的に各種関連事業を推進すること。

- (1) シティプロモーション方針に基づき、新規又は既存を問わず、事業の実施に当たってはシティプロモーションの更なる推進を図ること。
- (2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会及び市制施行50周年事業に係る取組を推進すること。
- (3) 子育て世代が魅力を感じるまちとなるよう、子育て支援施策の更なる推進を図るとともに、教育環境の充実を図ること。
- (4) 財政健全化方針の経常収支比率の改善及び財政調整基金の積増しという二つの目標を念頭に、新規事業については厳選するとともに、継続的に実施している事業についても再検証を行い、更なる業務の改善・効率化を図ること。